

## 社会福祉法人 柿木村福祉会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人柿木村福祉会の理事、評議員、外部委員及び監事(以下「理事等」という。)の報酬に関しては、この規定の定めるところによる。

### (報酬)

第2条 理事等には、報酬を支給する。

2 報酬の額は、別紙「別表第1 理事等の報酬」に掲げるとおりとする。

3 業務執行理事の報酬は、社会福祉法人柿木村福祉会職員給与規程(以下「職員」という)の例により支給する。

### (通勤手当)

第3条 業務執行理事の通勤に要する費用は、職員の例により支給する。

### (期末手当)

第4条 業務執行理事の期末手当は、職員の例により支給する。

### (費用支出)

第5条 理事等が社会福祉法人柿木村福祉会のため研修旅行した場合には、その者対し、要した費用を支出する。

2 費用の支出の額は、別紙「別表第2 研修に出席した場合の費用」に掲げるとおりとする。

3 第2項に定めるもののほか、費用支出については、職員の旅費規程の例による。

### (雑則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

### 附 則

この規程は、平成 29年 4月 1日から実施する。

《別紙 1》

別表 第1 理事等の報酬

区 分	報 酬 額
業務執行理事	社会福祉法人柿木村福社会職員給与規程に準ずる。
理事・評議員	(理事会・評議員会出席) 1回 4,000円
監 事	1回 4,000円

※定款第8条・各年度の報酬総額について、制度変更により、それに応じた金額変更を行う場合等を見込み、300,000円を超えない範囲とした。

別表 第2 研修に出席した場合の費用

区 分	車賃 (1km につき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1回につき)	
			県外	県内
業務執行理事・非常勤理事 評議員・監 事	37円	2,000円	10,900円	9,800円

※監事監査についての報酬は別紙2に定める。

